

平成27年10月6日

産業建設常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会産業建設常任委員会会議録

平成27年10月6日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

委員長 志賀勝利君

副委員長 山本進君

委員 菅原善幸君

今野恭一君

阿部眞喜君

曾我ミヨ君

出席議長団（2名）

議長 香取嗣雄君

副議長 伊藤博章君

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長 佐藤昭君

産業環境部長 小山浩幸君

震災復興推進局長 荒井敏明君

水道部長 赤間忠良君

震災復興推進局次長
兼復興推進課長 鈴木康則君

産業環境部
水産振興課長 並木新司君

建設部土木課長 本多裕之君

水道部業務課長 村上昭弘君

副市長 内形繁夫君

建設部長 阿部徳和君

建設部技監
兼震災復興推進局技監 熊谷滋雄君

産業環境部次長
兼商工港湾課長 佐藤達也君

市民総務部
政策課長 川村淳君

建設部
定住促進課長 佐々木誠君

建設部下水道課長 佐藤寛之君

事務局出席職員氏名

事務局長 安藤英治君

事務局主幹 佐藤志津子君

会議に付した事件

議案第64号 塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第65号 平成27年度塩竈市一般会計補正予算

議案第67号 平成27年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算

議案第68号 平成27年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算

議案第71号 平成27年度塩竈市水道事業会計補正予算

午前10時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本日の審査の議題は、議案第64号塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例、議案第65号平成27年度塩竈市一般会計補正予算、議案第67号平成27年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算、議案第68号平成27年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算、議案第71号平成27年度塩竈市水道事業会計補正予算の5件であります。

これより議事に入ります。

議案第64号、第65号、第67号、第68号及び第71号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 産業建設常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、御礼申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。議案第64号塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例を含めまして5カ件でございます。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○志賀委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 定住促進課から議案第64号塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

平成27年第3回塩竈市議会定例会議案、資料番号5の8ページをお開き願います。

今回、災害公営住宅として建設しておりました、浦戸寒風沢地区及び浦戸朴島地区の供用開始に伴い、同条例に2地区の住宅や集会所等を新たに追加するため、また公営住宅の入居者の特例として、従来の対象者でありました居住制限者から対象範囲を広げた上で特定帰還者と居住制限者に区分し、それぞれに特例が設けられたことにより、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴いまして、条文整理を行うため塩竈市営住宅条例の一部改正を行うものとなります。

申しわけございません、第3回市議会定例議案資料、資料番号19の7ページから8ページに条例の一部改正新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご参照願えればと思います。

定住促進課からは以上となりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 私からは議案第65号平成27年度塩竈市一般会計補正予算のうち、水産振興課にかかわるものについてご説明いたします。

資料番号17番、平成27年度塩竈市一般会計・特別会計補正予算の説明書をご用意ください。

11ページ、12ページをお開き願います。

第6款農林水産業費第2項水産業費5目漁業集落排水事業費に66万円を増額し、5目漁業集落排水事業費の総額を3,718万1,000円とするものでございます。増額する66万円につきましては、28節繰出金に漁業集落排水事業特別会計繰出金として計上するものでございます。補正額の財源内訳につきましては、全て一般財源となっております。

私からの説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○志賀委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 次に、商工港湾課に係る予算についてご説明いたします。

資料No.17の補正予算説明書、13、14ページをごらん願います。

7款商工費1項商工費2目商工振興費としまして、右側の事業内訳欄のとおり、塩竈ブランドPR事業について2,528万9,000円を計上しております。こちらの主な内容としましては、13節委託料に新商品開発やブランディング、アンテナショップ実施などの業務委託料として2,273万6,000円、9節旅費217万2,000円、11節需用費25万円など、その他の品目につきましてはアンテナショップ実施に係る経費を計上いたしております。

続きまして、事業の概要についてご説明いたします。

資料No.19の定例会議案資料をご用意願います。27ページをお開き願います。

塩竈ブランドPR事業について、1の事業概要ですけれども、地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策の実施を国が支援するため、地域住民生活等緊急支援のための交付金が創設されておりますが、今回、上乘せ交付分が制度化されましたので、これを使いまして塩竈の魅力を兼ね備えた商品を地域外に発信するため、塩竈ブランドPR事業を行うものです。

2の事業内容ですけれども、(1)の塩竈一店逸品もう一つのブランドづくり、新商品開発ブランディングですけれども、塩竈には三陸塩竈ひがしものや笹かまぼこなど、水産分野で著名な地域資源があります。この事業では、塩竈の歴史、文化、素材等を由来するモチーフ、エッセンスを塩竈にちなんだストーリー性で編集、付加価値化することで既に全国的に著名な、前段申し上げた水産分野のブランド以外にもう一つの塩竈ブランドをつくらうとするも

ので、活力ある小規模事業者の育成と持続的な地域商業の発展を狙うものです。

(2) の名古屋アンテナマルシェの開設、アンテナショップの運営、消費者ニーズ調査ですけれども、こちらにつきましては震災以降、風評被害などの影響により特に西日本で苦戦している水産加工品の販路を拡大するため、産業大使等もいらっしゃいますので現地の協力関係が整っている名古屋市において、水産加工品とあわせ、前段説明したもう一つのブランドづくりでセレクトされた商品を、生産者みずから郊外でのテストマーケティングを行うものとなります。名古屋アンテナマルシェを開設し、消費者ニーズ調査を行うとともに、塩竈ブランドの商品PRに取り組んでまいります。

3の事業費財源の内訳になりますけれども、事業費2,528万9,000円につきましては、財源内訳欄のとおり、全額を国の補助金、地域住民生活等緊急支援のための交付金を見込んでおります。

4のスケジュールですけれども、10月下旬に国から交付金の交付決定を受けましたら、11月には早速新商品開発、ブランディングを希望する市内の事業者の公募を行いまして、12月ぐらからは実際のそういった作業の着手をしていきたいと思っております。アンテナショップに関しましては、並行して開設準備を進めまして、年明け2月から3月中旬ぐらまでの期間で開設を予定させていただいております。補助事業の条件となりますので、年度末までに事業成果の検証を行いまして事業を完成させるスケジュールとなります。

商工港湾課の説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 それでは、土木課関連の一般会計補正予算についてご説明させていただきます。

恐れ入ります、資料No.17の補正予算説明書15ページ、16ページをお開き願います。

8款土木費2項2目道路維持費で16ページの右側の事業内訳にありますとおり、道路維持費として500万円、道路維持補修工事費として1,500万円を計上させていただいております。

また、同じページになりますが、8款5項7目復興交付金事業費で北浜地区区画整理関連道路整備事業費として3億円、藤倉地区区画整理区域南側道路整備事業として1億9,872万円を計上しております。

次に、財源となる歳入についてご説明をさせていただきます。

同じ資料になりますが、3、4ページをお開き願いたいと思います。

18款繰入金 1 項 8 目東日本大震災復興交付金基金繰入金に北浜地区区画整理関連道路整備事業費として 2 億4,000万円、藤倉地区区画整理区域南側道路整備事業として 1 億5,897万6,000円を計上しているところでございます。

続きまして、次のページ、5、6 ページをお開き願いたいと思います。

21款市債 1 項 3 目土木債に地方道路等整備事業として1,350万円を計上いたしております。

恐れ入ります、資料ちょっと変わりますが、資料No.16、一般会計補正予算書 4 ページをお開き願いたいと思います。

こちらには市債を書いておりますが、第 3 表地方債補正といたしまして、市道整備事業に係る地方債の限度額を2,540万円から3,890万円への変更を計上いたしているものでございます。

それでは、今、申し上げました補正予算の内容につきまして、事業内容を説明させていただきたいと思います。

恐れ入ります、資料No.19、議案資料の28ページ、29ページをお開き願いたいと思います。

道路維持管理業務につきましては、市道の補修等を緊急かつ適切に対応するため、道路施設等維持管理業務委託を行い、安全で円滑な道路の維持管理を遂行しているところでございます。

主な事業内容、2 番目になりますが、事業業務内容といたしましては、市道等の陥没や舗装の補修、区画線の復旧に係る道路の維持管理業務が中心であります。そのほか側溝や路面の清掃、あるいは巡回業務といたしまして通常の道路パトロール、災害緊急パトロール等を行っているところでございます。

3 番の事業費になりますが、震災以後は傷んでいる箇所が道路等増加しておりまして、9 月末見込みで当初予定額の大体77%に当たる1,700万円の執行額となる見込みでございます。今後、地域の要望、あるいは、今後雪の季節になってまいります。緊急補修等が必要になった箇所の補修等を実施するため、500万円を今回計上させていただいているところでございます。また、財源につきましては、全て一般財源となっているところでございます。

次に、右側のページになりますが、29ページ、道路維持補修工事費についてご説明いたします。

こちらの事業につきましては、道路の災害復旧事業にあわせて東日本大震災の地震や津波にて生じた側溝の不陸などで生じる排水障害が生じている中の島地区や尾島町地区の整備を行うというものでございます。

2番目の事業内容になりますが、道路災害復旧事業で中の島地区では施工延長557メートル、尾島町地区では施工延長547メートルの舗装の打ちかえをまず行います。それにあわせて、今回計上いたします補正予算によりまして、排水不良が生じている部分の側溝の据え直し、あるいはそれに接する歩道部、あるいは車道すりつけ部の舗装工事を行うといった内容でございます。

事業費並びに財源内訳でございますが、事業費1,500万円のうち、地方債が1,350万円、残りの150万円が一般財源となっております。

今後のスケジュールでございますが、予算をお認めいただきましたら直ちに契約手続を進め、11月の工事完了を予定したいと考えているところでございます。

続きまして、次の、1枚めくっていただきまして30ページ、31ページをお開き願いたいと思います。

北浜地区区画整理関連の道路整備でございますが、こちらは復興交付金を活用いたしまして東日本大震災による地盤沈下や津波で生じた排水障害を解消するため、北浜地区の土地区画整理事業と一体に道路、側溝のかさ上げ整備を行い、市道北浜沢路線の雨水排水対策を行おうとするものです。

具体的な事業の内容でございますが、施工延長657.5メートルで、平均でございますが、大体10センチ程度の道路のかさ上げをまずは予定をしております。それに伴う舗装、特に降雨時に冠水がひどくなっておりますガソリンスタンド付近であります。そちらにつきましては、現況の歩道の高さまで約20センチほどかさ上げするというところで計画を予定しているところでございます。また、あわせて道路側溝をL字型の側溝からU字ということで、補水といいますか、ためることのできるU字の側溝に入れかえまして、道路上の排水を速やかに行えるような整備を進めていくという事業内容でございます。

事業費及び財源の内訳でございますが、事業費3億円のうち、復興交付金基金繰入金2億4,000万円、震災復興特別交付税として6,000万円となっております。

今後のスケジュールでございますが、予算をお認めいただきましたら契約手続を進めまして、年度内の工事完了を目指して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

31ページ、右側になりますが、藤倉地区区画整理区域南側道路整備事業についてご説明いたします。

この事業も北浜地区同様、復興交付金を活用いたしまして、藤倉地区土地区画整理事業と一

体的に道路側溝のかさ上げを行い、藤倉地区の雨水排水対策を行うという事業でございます。

事業の内容ですが、施工延長が896.1メートルの道路舗装と側溝工事になりますが、特に児童館付近の区画、あの辺の区画になりますが、現在、道路に対して歩道のほうが高くなって、マウンドアップ型の歩道とよく言われていますが、そのような歩道構成になっておりますが、下にありますとおり、下の標準横断図のB-B'断面のように道路を歩道の高さまでかさ上げするという計画をしているところでございます。あわせて、道路の側溝をL字からU字に切りかえまして、現在見られる不陸の解消や排水不良箇所の改善を図っていくといった事業内容でございます。

事業費並びに財源の内訳でございますが、事業費1億9,872万円のうち、復興交付金基金繰入金金が1億5,897万6,000円、震災復興特別交付税として3,974万4,000円となっております。こちら予算をお認めいただきましたら直ちに契約手続を進め、年度内完了を目指してまいりたいと考えているところでございます。

土木課からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 それでは、下水道から議案第65号平成27年度塩竈市一般会計補正予算のうち、下水道課所管に係る部分につきましてご説明いたします。

資料はNo.17になります。No.17の15ページ、16ページをお開き願います。

まず、歳出でございます。

8款5項4目下水道費でございます。こちらに補正額3,115万5,000円を計上しております。事業内訳の欄をごらんいただきます。こちらは下水道事業特別会計への繰出金ということでございます。

恐れ入ります、同じ資料ですが、戻りまして3ページ、4ページをお開き願います。

18款繰入金でございます。18款1項8目東日本大震災復興交付金基金繰入金でございます。こちらの補正額7億3,703万円のうち、説明欄の2行目でございます下水道事業特別会計繰出金といたしまして、2,186万6,000円を下水道会計へ繰出金とするものでございます。

下水道の事業概要につきましては、後ほどご説明いたします。

一般会計に係る部分については以上でございます。

○志賀委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 議案第65号平成27年度塩竈市一般会計補正予算のう

ち、復興推進課分の予算についてご説明いたします。

資料番号17、補正予算説明書の15ページ、16ページをお開き願いたいと思います。

歳出予算からご説明いたします。

8款土木費 5項都市計画費 7目復興交付金事業費15節工事請負費 8億4,897万6,000円のうち、事業内訳欄をご参照願いたいと思いますが、上から3番目です、藤倉地区区画整理区域北側排水施設整備事業8,380万8,000円、港町地区津波復興拠点整備事業1億2,000万円、港町地区津波復興拠点関連施設整備事業1億4,644万8,000円を計上いたしております。

その下の6項住宅費 2目復興交付金事業費13節委託料に1,000万円、15節工事請負費に3,600万円、17節公有財産購入費248万円、合わせまして4,848万円の災害公営住宅整備事業を計上いたしております。

続きまして、歳入予算をご説明いたします。

3ページ、4ページをお開き願いたいと思います。

18款繰入金 1項基金繰入金 8目東日本大震災復興交付金基金繰入金 1節東日本大震災復興交付金基金繰入金 7億3,703万円のうち、上から5行目です、藤倉地区区画整理区域北側排水施設整備事業6,704万6,000円、港町地区津波復興拠点整備事業9,000万円、港町地区津波復興拠点関連施設整備事業1億1,715万8,000円、災害公営住宅整備事業3,878万4,000円を計上いたしております。

次に、資料番号16、補正予算書の4ページをお開き願いたいと思います。

ここに第2表債務負担行為補正が記載してございます。債務負担行為補正につきましては、港町地区津波復興拠点整備事業防災拠点施設といたしまして、28年度までの期間と4億2,780万円の限度額を設定いたしております。

次に、事業概要をご説明いたします。

資料番号19、議案資料の32ページをお開き願いたいと思います。

まず、藤倉地区区画整理区域北側排水施設整備事業についてご説明いたします。

1の事業の概要です。区画整理事業と一体的な雨水排水対策を行うことによりまして、安心して住み続けられる良好な住環境を整備するものでございます。

2の事業の内容でございますけれども、側溝工事といたしまして300ミリから700ミリのU型側溝を365メートルの延長で整備し、約6,000平米の舗装工事を行うものでございます。

3の工事箇所図をごらんいただきたいと思います。茶色の線で囲ってある部分が区画整理の

区域です。その北側の赤い線の部分が今回の整備箇所でございます。下の断面図をごらんいただきたいと思います。A-A'断面でございますけれども、現在、現況では水路上に鉄板を引いておりますけれども、そこに500ミリ程度のU型側溝を整備するという状況です。また、B-B'の断面でございますけれども、現在が片側にしかないU型側溝を大きなものに入れかえまして、道路の両側に側溝を整備いたしまして道路のかさ上げを行うという状況でございます。黒が現況、赤が計画でございます。

4の事業費及び財源内訳でございます。事業費は8,380万8,000円。財源の内訳は、復興交付金基金繰入金6,704万6,000円、震災復興特別交付税1,676万2,000円となっております。

次の33ページでございます。

港町地区津波復興拠点整備事業についてご説明いたします。

1の事業概要です。甚大な津波被害を受けましたマリゲート塩釜周辺の港町地区におきまして、津波防災機能を強化するため、また有事の際に一時避難場所、防災備蓄倉庫となります津波防災拠点施設を整備するものでございます。また、現在、工事中の津波避難デッキの整備完了を見据えまして、底礎となる市道しおかぜ通り線の路面排水等を改善する整備を行うものでございます。

2の事業内容でございます。

次の34ページの図面でご説明いたしますので、次のページをお開きいただければと思います。

上の平面図をまずごらんいただきたいと思います。マリゲート塩釜を記載してございまして、西側の駐車場部分に鉄骨2階建て、床面積1,270平米の津波防災拠点施設を整備するものでございます。その下に完成イメージパースを記載してございます。ピロティー式といいますが、高床式になっておりまして、1階部分は出入り口がありまして、主要な施設は2階部分となるものでございます。

下の平面図をごらんいただきたいと思います。1階部分、下でございますけれども、出入り口やエレベーターホールなど116.8平米、駐車場部分が525.2平米、合わせまして642平米となります。マリゲート塩釜の駐車場台数は、現在と同じ55台、管理部分も含めると同じ55台を確保するというところでございます。2階部分でございますけれども、避難スペースや備蓄倉庫、防災センター、シャワー室など630平米となりまして、連絡通路でマリゲート塩釜と結ばれることとなります。この避難スペースには、港町地区の想定避難者数1,386名のうち、マリゲート塩釜で収容し切れません184名の方々の避難場所として機能するものでござい

す。

上の平面図をもう一度ごらんいただきたいと思います。ショッピングセンターとホームセンターの間に位置しております市道しおかぜ通り線の整備事業でございます。震災によりまして道路が波うちまして排水機能も低下しておりますので、路盤を整備いたしましてインターロッキングで再舗装を行い、延長440メートルの新たな側溝整備を行うというものでございます。

下の断面図をごらんいただきたいと思います。上が現況です。幅員が8メートルありまして、道路中央に側溝がございます。今回、ホームセンター側に側溝の布設がえを行いまして、インターロッキングで再舗装を行うというものでございます。

33ページ、前のページにお戻りいただきたいと思います。

3の予算比較増減でございます。上段の津波復興拠点整備事業、今回、補正予算が1億2,000万円、28年度分の債務負担行為4億2,780万円を計上いたしております、合計5億4,780万円を計上しているものでございます。下段のしおかぜ通り線整備事業につきましては、補正予算額1億4,644万8,000円を計上いたしております。

4の事業費及び財源内訳ですけれども、上段の津波復興拠点施設整備事業費が1億2,000万円、財源内訳は復興交付金基金の繰入金9,000万円、震災復興特別交付税が3,000万円となっております。下段のしおかぜ通り線整備事業の事業費は1億4,644万8,000円、財源内訳といたしまして復興交付基金繰入金が1億1,715万8,000円、震災復興特別交付税2,929万円となっております。

次に、35ページをお開き願いたいと思います。

錦町東地区災害公営住宅関連整備事業についてご説明いたします。

1の事業概要でございます。災害公営住宅の整備に当たりまして、事業区域外に位置する公共下水道へ接続するための下水道管と管理用通路を整備するというものでございます。

2の事業内容でございますけれども、下水道工事の延長が200メートル、管理用通路工事が延長100メートル、幅3メートルで整備するものでございまして、管理用通路の幅員確保のために取得する用地が約80平米になるものでございます。

3の工事箇所図をごらんいただきたいと思います。災害公営住宅から左側へ点線で示してあります部分が今回整備する下水道整備の部分でございます。網かけしている部分が管理用通路整備の部分でございます。管理用通路の用地取得部分ですけれども、網かけ部分の中央の

折れている部分から左まででございまして、おおよそ1.2メートル平均での取得となるものでございます。図中の断面図をごらんいただきたいと思っております。整備後のA-A'断面でございまして、直径200ミリの下水道管を布設いたしまして、用地取得を行い、3メートルの管理用通路を整備しまして、さらに通路に側溝を整備するものでございます。

4の事業費及び財源内訳ですけれども、事業費4,848万円、財源内訳は復興交付金基金繰入金金が3,878万4,000円、震災復興特別交付税が969万6,000円となっております。

復興推進課からの補正予算につきましては以上でございまして、よろしくお願いたします。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 続きまして、議案第67号平成27年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

資料はNo.17になります。No.17の31ページ、32ページをお開き願います。

まず初めに、災害復旧費でございまして。

4款1項1目災害復旧事業費に補正額としまして1億5,010万円を計上するものでございまして。内訳としましては、需用費11節に10万円、15節工事請負費に1億5,000万円を計上するものでございまして。

次に、復興事業費でございまして。

次のページ、33ページ、34ページをお開き願います。

5款1項1目復興交付金事業費といたしまして、補正額に2,915万5,000円を計上するものでございまして。内訳としましては、全て15節の工事請負費でございまして。事業の内訳につきましては、新浜町一丁目地区下水道事業藤倉雨水ポンプ場の増設分の費用でございまして。

続きまして、歳入でございまして。

同じ資料を戻りまして29ページ、30ページをお開き願います。

3款1項2目災害復旧費国庫補助金といたしまして1億4,760万円、4款1項1目一般会計繰入金といたしまして補正額3,115万5,000円。その内訳でございまして、200万円が災害復旧費へ、2,915万5,000円が復興事業費でございまして。また、6款1項3目災害復旧事業債といたしまして50万円を計上するものでございまして。

恐れ入りますが、資料No.16の11ページをお開き願います。

第2表といたしまして、地方債の補正の変更を載せております。限度額につきまして400万円から450万円とするものでございまして。

次に、事業概要につきましてご説明いたしますので、資料番号19の36ページをお開き願います。

まず、災害復旧事業についてでございます。

災害復旧事業につきましては、平成23年度より事業に着手しておりましたが、一部未着手でありました北浜地区の雨水施設につきまして、詳細設計が完了したことから補正予算を計上するというものでございます。

1の事業費内訳につきましては、補正額1億5,010万円を追加するというものでございます。

2の事業費の財源内訳であります。事業費1億5,010万円に対しまして国費が1億4,760万円。続きまして、地方債が50万円、一般財源が、震災復興特別交付税になりますけれども、200万円を計上しております。

続きまして、3の事業内容でございますが、管渠工事といたしまして口径が400ミリのパイプを2本、延長にしまして約300メートル、さらに舗装工事といたしまして、こちら下水道工事により取り壊しました舗装の復旧工事でございますが、約720平米を予定しております。

次に、4の施工位置図でございますけれども、線で示しております上の箇所が管渠の工事となります。下の線で示しております部分は舗装の工事箇所となります。

続きまして、隣のページ、37ページをごらん願います。

復興交付金で実施しております新浜一丁目地区下水道事業でございます。

こちらにつきましては、既存の藤倉雨水ポンプ場を増設するという工事であります。復興交付金の第12回申請において認められました物価上昇等に伴います事業費の増額分について、補正予算を計上するものでございます。

1の事業費内訳でございますけれども、既設の事業費に対しまして、補正額2,915万5,000円を計上するものでございます。

2の事業費及び財源内訳でございますけれども、事業費2,915万5,000円に対しまして、その他、復興交付金基金繰入金2,186万6,000円、一般財源につきまして728万9,000円でございます。

次に、3の物価上昇率でございますけれども、契約時、①25年9月時点と今年度当初でございますけれども、27年の4月を比較しますと、土木工事で上昇率が6.2%、建築工事で8.9%でございます。これにつきましては、ポンプ場工事が鉄筋のコンクリートづくりということもありまして、労務費では鉄筋工や型枠工などの特殊技術を持った人件費等が上昇しているという結果でございます。

続きまして、4の施工内でございますが、こちらの図面において着色している場所、今現在、増設工事を行っている場所でございます。

下水道会計特別補正予算に係る説明は以上でございます。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 私からは議案第68号平成27年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

資料番号17番、一般会計・特別会計補正予算説明書の40ページ、41ページをお開きください。説明の都合上、歳出予算からご説明いたします。

第1款第1項第1目一般管理費に66万円を増額しまして、1目一般管理費の総額を777万6,000円とするものでございます。増額する66万円につきましては、11節需用費の修繕料として計上するものでございます。こちらの修繕の内容といたしましては、寒風沢地区及び野々島地区の機器の修繕ということになっております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

同じ資料の1ページ戻っていただきまして、38ページ、39ページをお開きください。

こちらの第3款繰入金の部分で、1項1目一般会計繰入金といたしまして66万円を増額し、1目一般会計繰入金の総額を3,718万1,000円とするものでございます。こちらの繰入金につきましては、先ほど一般会計の歳入予算の第6款農林水産業費でご説明したものをこちらで受けている形になっております。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○志賀委員長 村上水道部業務課長。

○村上水道部業務課長 それでは、私から議案第71号平成27年度塩竈市水道事業会計補正予算についてご説明させていただきます。

お手元に資料No.18及び資料No.19をご用意いただきたいと思います。資料No.18の1ページをお開きいただきたいと思います。

第2条は、塩竈市水道料金調定収納システム更新事業として債務負担行為を行おうとするものでございます。

期間は平成28年度から平成32年度まで、限度額は4,330万円とするものでございます。

2ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書が記載されております。財源として事業収益を充てることとして

おります。

続きまして、資料No.19の38ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、1. 概要についてご説明いたします。

今回の補正は、水道料金等の調定収納等の水道料金徴収等関連業務を効率的に運営するため導入しております水道料金調定収納システムの現行システムが、リース契約満了及び基本ソフトウェアのサポート期間終了となるため、システム及び機器等の更新を行うものでございます。

次に、2. 水道料金調定収納業務に関するシステム導入及び更新経過についてご説明いたします。

水道部として料金調定収納業務へのシステム導入は、昭和63年度から始まっております。その後、平成13年度及び平成22年度にシステムの更新を行いまして、平成27年度には1年間の再リースを行っております。

次に、3. 現行システムの主な課題につきましてご説明いたします。

現行システムは、基本ソフトウェアのサポート期間の終了、業者取り扱い及び保守の終了、機器の経年劣化による故障等が課題となっております。

次に、4. 水道料金調定収納システムの更新につきましてご説明いたします。

先ほどご説明いたしました理由によりまして、システム及び機器の更新が必要となっておりますが、更新に当たりましては公募型プロポーザル方式により事業者を選定いたします。

5. 事業費及び財源内訳につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

最後に、今後の予定についてご説明させていただきます。

補正予算をお認めいただけましたならば、本年10月から12月までに事業者選定を行い、来年1月には契約締結及び新システム構築作業を開始いたしまして、5月から6月には新システムのテストを兼ねた新旧システムの並行稼働を行い、7月からは新システムの本稼働となります。

以上で、平成27年度塩竈市水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○志賀委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。菅原委員。

○菅原委員 菅原でございます。資料No.19からご質問させていただきます。

27ページでございますけれども、塩竈ブランドPR事業ということでご説明ありましたけれ

ども、本当に塩竈ブランドに関しましては、ゆめ博も大成功で今進んでおりますとおりでございまして、さまざまな塩竈の取り組みが、今回、私も拝見させていただきました。

そこで、地方創生の先行型ということで、塩竈の魅力を兼ね備えた商品を地域外に発信ということでPR事業が行われるということございましてけれども、そのブランド戦略というブランディングということでございますけれども、小規模事業者の育成、そして持続的な地域商品環境の発展のためにということでございました。今、このブランディング事業ということで、かつて、今までどんなものがあったのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども、ありましたでしょうか。

○志賀委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 直近では、今、水産関係者の方々がやっていますが、がんばる塩竈という水産の商品開発の取り組みの支援を行っております。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 あとは、このブランディング事業の公募が11月から行われるということで、交付金が決定次第ということなんですけれども、この公募について、例えば、上がってこなかった場合、どういった対策というか、公募方法も踏まえて教えていただきたいと思います。

○志賀委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 今回の事業そのものにつきましては、国の補助制度上、年度末までに成果まで含めて終わらせるという形で、それを条件に応募しているという中身になります。このため、商品開発を今から進めるとなると、なかなか時間的に間に合わないということがありますので、前段申し上げました、例えばがんばる塩竈でつくられた、そういった方々の企業の商品なんかもあわせてPRしていきたいと思っています。

具体的な作業としてはどういったものをするかというのと、既存の商店街でつくられている商品等があります。そういったものを銘店と言われるような商品を、例えば、ロゴであるとか、あるいはツールとしてショッピングのバッグであるとか、あるいはリーフレットとか、そういったものを備えて、商品を見せるためのそういった工夫をして、塩竈から発信するような、そういったものにしていきたいと思っています。

具体的に、応募者がいない場合はどうするかというのは、そこについては課題になりますので、我々としては商人塾とか、そういった形でこれまで取り組んでいただいた事業者の方、店主の方がいらっしゃいます。ケーキ屋さんですとかチョコレート屋さんとか、そういった部

分がありますのでそういった方々に呼びかけて、塩竈のそういった統一的なラベルというか、そういったパッケージみたいなものを取り組んでいただけないかというのは、少し呼びかけながら、少しでも参加いただくような形で募集を募っていきたいと思っております。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

塩竈に関して新しいブランドということがございますけれども、本当に1つでも2つでもこういったものができていくということがやはり地域再生につながっていくんじゃないかなと思います。

あと、このページでございますけれども、(2)の事業内容の名古屋アンテナマルシェの開設ということで、ちょっとご質問したいと思います。

これはアンテナショップの運営及び消費者ニーズの調査ということがございますけれども、例えば、どんなものを開設してアンテナショップに飾るのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○志賀委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 まずは、前段申し上げましたブランディングの事業者の商品、できれば5社程度そういったものが集まればいいなと思っております。そのほかに、市内の既存の水産事業者の方の商品を呼びかけて、こちら10社とか、できれば全体で25社ぐらいの事業者の商品を集めたいなと思っております。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 25社ということで、前もちょっとお聞きしましたがけれども、本当に名古屋ということで、名古屋の何かパイプみたいなものというのはあったのでしょうか。

○志賀委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 現在、名古屋在住というか愛知県に在住の塩竈の産業大使の方がお二方、お一方はちょっと亡くなってしまったわけなんですけれども、ご親族の方等がいらっしゃいますので、そのお二方の関係者を通じて、例えば、場所の選定に際して効果的な場所を紹介いただいたり、あるいはバイヤーさんを紹介いただくといった協力体制がとれるだろうと思っております。そういった形で、要するにここの場所ということで捉えております。

そのほかに、実際、塩竈から出荷させられる状況の中で、名古屋まではどうも実際の流通関

係が定期的に動いているという状況もあるので、比較的、塩竈の事業者さんも名古屋で取り組んでいるという事例がありますので、そういったことも効果的な場所なのかなと考えております。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

○志賀委員長 ほかにご発言ございませんか。山本委員。

○山本委員 じゃあ、私は4点ほどお尋ねさせていただきます。

まず、資料No.19の27ページ、今、菅原委員が質問された件と重複するわけですがけれども、まず地域住民生活等緊急支援のための交付金ということでありましてけれども、その制度化について、まず上乗せ交付金の総額は幾らなのかということと、当該地方創生先行型の財源として幾らあるのかということと、3番目は、その採択基準、まずは国庫補助ですので、採択基準はどういったものなのかということと、この事業を推進することによって期待される効果について、以上4点お尋ねします。

○志賀委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 ただいま、地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方先行型の上乗せ交付についてのご質問ということでございますので、私から概要をご説明させていただきます。

まず、上乗せ交付金の概要でございますけれども、今回、国の予算規模300億円という形での措置がなされているものでございます。この上乗せ交付金につきましては、タイプが2種類ございます。タイプ1ということで先駆性を有する事業に対して交付されるもの、またタイプ2では、本年10月までに総合戦略を策定した場合に限り交付されるものとなっておりますので、本市はタイプ1の事業を活用してまいりたいと考えております。

この交付金の申請に当たりまして、事業採択につきましては、国全体で事業提案があった中で10月に専門の機関に委託を行いながら、国において一件審査を行うという内容になってございます。その採択を受けながら、採択された場合には、本市といたしましてはこの事業を実施してまいりたいという考えでございます。以上でございます。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。ぜひ、採択されることを期待します。

さらに、これまで本市では業界の方々が大変苦勞されて、三陸塩竈ひがしものは塩竈のブラ

ンドとして定着した感があります。これははっきり言って全国区レベルだと受けとめております。

もう一つの塩竈ブランドということで、今回、当該事業を活用したいということでありますけれども、食品の場合、意匠登録とか、あるいは特許製法とか、いろいろな問題がありまして、なかなか取りづらいということでやっぱり類似品ということが出回るので、市場性の部分でなかなか商品開発というのが難しいのかなという感じはありますし、それから、当然、拡大性とか、あるいは持続性とか、あるいは観光客の皆さんに来ていただくといった商品開発というのはなかなか難しいのかなと思いますけれども、今後、やはり行政としてその辺のところの意識をどのように喚起されていくのかということをまずお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 今回、ブランド化の作業の中で、まずは塩竈一店逸品ブランドポリシーというものを策定して、基本的には象徴となるロゴとかそういったものを整理していく、あるいは対象商品の付加価値のストーリーとか、そういった部分の要素を整理して、今後、商品を守るためのそういった部分を一定程度整理していきたいということになります。そうしたものを積み上げながら、既存のやっている、例えば商人塾とか、そういった部分の事業と組み合わせながら、事業の継続の支援を図っていきたいという形になります。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。ぜひ、三陸塩竈ひがしものに続くような塩竈ブランドをつくっていただきたいと考えております。

この予算に関して、最後の質問がありますけれども、先ほど、菅原委員からも出ましたように、なぜ名古屋なんですかということについては、産業大使ということでのコネクションがあるということで、それを活用したいということですが、必ずしも名古屋にこだわる必要はないのではないかなということ、そうすることで逆に今現在、商人塾とかいろいろなことでやらせている方でもって、対象が狭められる危険性はないのかということです。

やはり、広くそういった機会というものを業界の方々にお示ししていくことが一番大事なのかなということでありますので、その辺の名古屋に絞ったこと。それから予算の中で資料No. 17、14ページ、旅費として217万2,000円を計上しておりますけれども、これは何の旅費なんですかということ。それから、13節で委託料2,273万6,000円計上しておりますけれども、これは当然コンサル委託でしょうけれども、どのような専門分野を得意とするコンサルを対

象としているのかをお聞きします。

○志賀委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 まず、名古屋の選考の理由という部分がありますけれども、この辺につきましては、塩竈からも出荷される練り製品の大半につきましては、既存、静岡ぐらいまでの販路という状況になっております。それ以南では、なかなかやっぱり震災等の風評被害等もあって販路開拓に苦戦しているという状況がございます。このような状況を踏まえて、まずは、やっぱりそこに近接する名古屋という形を選択したというのがまず1つになります。

それから、もう一つ、旅費の部分につきましては、職員の旅費を計上させていただいております。今回、アンテナショップそのものについては、少し長い期間、開設・運営したいと思っています。基本的には、業界の方々も含めて取り組むわけなんですけれども、私ども、市の職員も一緒に協力して取り組むという形で旅費を計上させていただいております。

それから、13節の委託料につきましては、大きく2つの業務になります。

1つは、ブランド化をベースにコンサルティングの業務という形になりますけれども、その事業者の方にはアンテナショップを行う際の市場の調査と、その取りまとめという部分についても作業的にはお願いしております。

それから、もう一つ、アンテナショップの運営そのものについては、なかなかやっぱり物販を行うというのは、市が直接できないという状況がございますので、ここについては観光物産協会などを主体とするような実行委員会、そういったものを組織して、その分野については業務をお願いしたいなと思っております。

それから、コンサルタントの業務の事業者、こちらにつきましては、県内にまちなか再生支援法人といったものがございます。これは、具体的には協同組合なんですけれども、再開発のプランナーですとか一級建築士の事務所さん、あるいはマーケティングのブランド開発会社、そういったさまざまな会社が連携して、ハード、それからソフト、そういった業界が連携して設立された組合です。

わかりやすいところでは、県内でいろいろニーズ調査とか、そういった部分の取り組み等やっているんですけれども、復興交流ステーションの東北ろっけんパークといったものを今現在行っている事業者さんでありますけれども、こちらの事業者さんに塩竈市が商人塾をやっているコンサルティングの方も参加しているという形がありますので、できればこちらに協

力をお願いできないかなと思っております。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 お疲れさまでございます。

資料番号19の27ページですけれども、何点かお聞かせください。

こちら、一般向けなのか、それとも業者向けなのかというところをもう一つ聞かせていただきたいのと、それとストーリー性にちなんだもので編集し付加価値化するということですが、それであれば、例えば藻塩とか、こちらのひがしもの、笹かまぼこなどももちろんブランド化されて、塩竈としてももちろん誇りあるものになっておりますけれども、例えば、10月から交付決定して11月ということで、ストーリーものその後に多分決めていく流れになるんだと思うんですけれども、例えば、業者としてもこちらをお願いする際に、何を使用していくのかというものを決めていかないと、てんでばらばらな話になっていって、統一性のないものになってしまうんじゃないのかなというところを今、懸念して聞いておりました。

どのようなストーリー性を、今、考えていらっしゃるのであれば、その考えているものを教えていただきたいということと、本来、これは一般向けなのか、業者向けなのかによっては、マルシェを置くよりも、本来見本市を塩竈で行っておりますが、そういうものを名古屋で開催したほうが販路拡大につながるんじゃないのかなと私は思うんですけれども、そちらもお聞かせいただければと思います。

○志賀委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 マルシェそのものは、できれば人通りの多い場所に開設する形で、一般向けという形で実施していきたいと思っております。

それから、もう一つ、ブランドづくりについては、水産の関係のブランドに著名なものがございますので、今回やろうとしているものは、市内にある鹽竈神社の門前町にふさわしいような酒屋さんですとか醤油屋さんですとか団子屋さんなどの老舗に加えて、商人塾でさっきから申し上げているんですけれども、シャッターオープン事業などで新規に取り組みされた事業者さんもございます。こうしたいろいろな商品をストーリー性で結びつけるというのは、そういった既存の地域資源、そういったお店をつなげて売り出すような形で編集できないか、付加価値化できないかというのが一番のブランドづくりの根幹になります。そういった、要するに塩竈の銘店みたいなもののブランド化を対外的にアピールできるように作り上げたら、それが結果として塩竈市外の方々にご賛同いただいて、わざわざ塩竈に買いに来ていた

だけると。そういったものを目指せるような展開にしていきたいというのが今回の事業の狙いという形になります。

どちらかという、水産業については、もともと外に売り出すことができるものになりますけれども、今申し上げた塩竈市内にある既存のそういった小規模な店舗については、よそから買いに来ていただくということで、そうして希少価値みたいな部分として商品売り出していくと、そういったきっかけにしていきたいと思っております。

○志賀委員長 ストーリー性についてはどういうものかというのが質問されているんですが、その答えが今なかったようなんですけれども。佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 これから、そこをつくっていくという形になります。基本的には、神社のそういった門前町にふさわしいようなものを、既存の商品みたいなものをどういった形でつなげるか。例えば、藻塩も1つのキーワードになるかもしれませんがけれども、そこは少しブランド化の中で整理していきたいと思っております。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

今の話を聞いていると、出てきたものに対して当てはめてストーリーをつくっていくという形になると、一過性というか、流れが統一性のないものになってしまうんじゃないのかなというのが懸念されるのではないかと思います。せっかく歴史、文化、門前町などを生かすということであれば、そういうところをもっとしっかりと具体的に決めていかなくは、作成するほうも、じゃあ何を作成したらいいんだという形になって、じゃあ何で私のが外れたんだと、抽選に漏れたんだとなったときにご説明できるのかなというところがちょっと不思議に思います。そこをもう少し具体的にさせていただけたほうが、生産者、つくる側としてもいいのかなと思います。

また、ちょっと商人塾をとということを強調されているところがございますけれども、多分これは商人塾に参加されている方で、大変申しわけございませんけれども、私の友達なんかだと保険業やられる方もいますし、そういう方に対しては、じゃあもう限定されてくるのではないのかなというところをすごく不思議に思います。せっかく、商人塾に参加されている方で、じゃああなたはだめだけれどもあなたはいいよとなれば、じゃあ、俺参加したのに何でお前はよくて俺はだめなんだとなったときに、果たして、それではせっかく参加している方たちにも、限定された方々たちへの対応になってしまうんじゃないのかなと思います。せつ

かくであれば、チーム塩竈としてしっかりとしたものをこちらからご提示することがより大切なことなんじゃないのかなと思いますし、誰にでもチャンスがあるようなものにしていかなくては、せっかくこの塩竈ブランドPR事業という非常にいい事業だと思いますので、そういうところもしっかり含めて行っていただきたいなと思います。

まずは、ストーリーというところをしっかりとこちら側も確定させた上でのものを皆様へお作りいただいたほうがいいのかと私は思いますので、ご検討でいいので、よろしく願いいたします。意見で大丈夫です。

○志賀委員長 ほかに発言はございませんか。曾我委員。

○曾我委員 今、議論されておりますが、ブランドPR事業については、国がこれは今回限りだけの予算なんですよね。それで、やっぱり今後どうするのかということも出てくると思うんですが、その辺、何か考えがありますか。

○志賀委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 今回の事業そのものは、基本的には国の補正予算に伴うモデル事業として、今年度に限ってということが基本になろうかなと思います。

私どもとしては、今回の事業を生かしてですね、先ほど申し上げたように、塩竈一店逸品ブランドポリシーといったものを作成しますので、基本的にはストーリー性みたいな分のまずベースをつくってしまう。それから、あとパッケージでありますとか、例えば、要するにショッピングバッグとか、あるいはリーフレットとか、それからウェブギャラリーという形でホームページとか、そういった素材みたいなものを今回つくってしまいますので、あとは追加する費用というか商品を追加していくというのは割と小規模な金額でできていくだろうということがありますので、割と大がかりな初期投資の部分を今回、国の支援をいただいて行うということになろうかなと思います。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。

前から、やっぱり風評被害でなかなか西日本には物が売れないというのは加工屋さんの悩みでしたし、塩竈にもいろいろな食材もあるんだけど、それらをなかなかアピールできないという悩みも持っていましたので、そのことが一つでも、一步でも二歩でも前進できればいいのかと思いますので、引き続き、大変でしょうが、頑張ってくださいと思います。

続きまして、聞いていいですか。道路維持関係は初日の中で随分質疑されて、もう本当にあ

っちこっち道路が傷んでいるということで今回の予算を組まれていただいてありがとうございます。中の島・尾島町地区も地域でのいろいろ説明会もこの間していただきまして、ようやく11月工事完了ということですが、なかなかあそこのポンプ場の関係もございまして、路面だけを整備しちゃうと、中の島から北側に向かっている道路がありますが、これからポンプ場につながりという計画もあると聞いているんですが、その辺のところは大丈夫なんでしょうか。一応、確認しておきます。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 中の島のポンプ場の関係につきましては、今現在、鋭意整備を進めておりますけれども、今、曾我委員がおっしゃっている部分、多分、大型店舗の東側の1本市道の通りだと思っておりますけれども、あそこにつきましても、今回、中の島の図面で言いますと、資料No.19の29ページ、こちらのちょうど大型店舗の建物の東側に中の島公園に向かって黒い舗装の線があると思うんですけれども、真ん中の分が白く抜けている部分が交差点でありまして、中の島公園に向けていっている部分、こちらの道路の下に下水道管の1,350ミリの雨水管ですけれども、こちらを整備いたしまして中の島公園側に結ぶと。最終的には、中の島公園から整備しております、中央第二ポンプ場で排水するという計画ということになっております。

ただ、工事につきましては、今現在、まだ中の島公園で貯留管の工事であるとか、ポンプ場の工事を行っておりますので、そちらの工事の調整を見ながら雨水管の整備を進めていくという形であります。工事も推進工事ということで行いますので、路面を再度大きく掘削することはないかなと考えております。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 はい、わかりました。路面を11月まで工事完了と書いてありますので、その辺で心配されるのが推進工法でやるということですので、わかりました。よろしく願いいたします。

それから、32ページになりますが、藤倉地区の区画整理事業区域の北側排水施設整備事業に関してですが、先ほども説明ございましたように、市街地復興土地区画整備事業というところは茶色い部分で塗られたところだと。ずっと上まで茶色く塗られて、これは道路が広がってはいくと思うんですが、今回は予算というのは赤い線の部分ですよと言われておりますが、ちょっと関連で聞くんですけれども、この区画整理事業の中で、具体的に言いますと花屋が

いらっしゃるということをお聞きですが、そこがどうも水の取り入れのエリアから外れて心配だという声も聞かれています。その辺は十分水が流れるというか吸水できるというか、そうなっているかどうか、お伺いしたいんですが。

○志賀委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 今、ご質問のありました花屋さんというのは、図面で言いますと、ちょっと1枚戻って31ページの下の平面図にあります、亀の甲羅みたく入っていますが、その一番右側の白い部分の道路がメインの道路、藤倉庚塚線という道路になるわけなんですけれども、こちらの道路沿いにある道路であります。花屋さんでございまして。今回、区画整理関連の効果促進事業では、南側、北側とやるわけで、この道路は今回、効果促進事業の対象には入っておりません。

ただ、このエリアは同じように、今年度、社会資本整備総合交付金という別な国の財源がございまして、今回せっかくここまで面的に整備いたしますので、こちらの道路もあわせて、今年度整備に取りかかりながら道路と側溝等の整備を進めていくという計画になっているところでございます。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 はい、わかりました。

藤倉地域全体の雨水対策、下水道対策はずっと待ち望まれていることでもありますので、ぜひよろしく願いしておきたいと思っております。

続きまして、35ページの錦町東地区の災害公営住宅の関連施設です。

非常に、私ありがとうございますとまず言いたいと思っております。1つは、通り抜け道路のない地域でして、今回の整備で1.2メートル幅の道路であります。これが旭町に抜けるというのは非常に住民にとっては喜ばれることだと思っております。1つ聞きたいのは、西塩釜駅の駅前のくるっと車が回る下に雨水管というか貯留管施設がありますよね。あの関係の流れとか、それらはどうなっていくのか。全然それは今までどおりでこっちに流すとか、そういうことではないということなのではないでしょうか。多分、別だとは思いますが、はい、よろしくどうぞ。

○志賀委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 今回の錦町東住宅の下水は、点線沿いにいきまして旭町の本管につなぐという計画にしております。これは、大体200メートル、今回、本管つ

なげますので、西塩釜駅の貯留管ではなくて旭町の本管につなぐという計画で、今、下水道の工事を進めているという状況です。

○志賀委員長 荒井復興局長。

○荒井震災復興推進局長 確かに、今、お話がありましたように、西塩釜駅から南町につながる雨水管とかがございます。ただ、こちらにつなぐという検討はいたしました。検討した結果なんですが、やはりJRの下となってくるとJRさんの委託工事になってきて、時間的に実は2年ぐらいかかってしまうというお話も実は受けた経過がございまして、今回、ルートの方ですから、旭町側に入れ込むといたしました。

それから、道路の形態なんですが、35ページの図面の左下に横断標準図がございまして、幅員3メートルと、一般的な車両が相互通行できる幅ではございません。今回の道路につきましては、あくまでも下水道の管理用という形の位置づけの中で道路を整備するという考え方でございますけれども、ただ、やはり非常時、例えば津波とか災害が発生した場合には通行できるように、そういった配慮はいたしていきたいと考えております。以上です。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 それで、旭町からお寺さんの下を歩くときに相当道路が傷んでいるんです。これは、どこの……全部公道から今度建てます災害公営住宅の道路まで全部公道になるんですか。

○志賀委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 西塩釜駅からの道路については市道ということになります。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 市道にしては、全然管理されて……。

○本多建設部土木課長 市道なのは間違いで、市の管理道路ということで。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。市の管理道路で、なかなか整備されないところがいっぱいあるんですが、できれば出口まできちっと整備する計画、すぐやれと言うと大変ですけれども、計画を立てていくべきだなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○志賀委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 これらの辺に関しましては、災害公営住宅、復興局と相談しまして、その辺の調整を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○佐藤市長 入っています。

○曾我委員 市長から答弁ありまして、整備計画に入っているということですので、よろしくどうぞお願いします。

それでは、続きまして質問したいと思いますが、港町地区津波復興拠点整備事業について伺います。

これは、私、総括質疑でも聞いてまいりましたが、先ほど、状況が、だんだん図面が出てくる中で当局の説明がだんだん変わってきているという感じもするんですが、一次避難で1,386人、この中で収容不可能な部分、842名を収容できるようにこの拠点施設をつくるということでいいのでしょうか。

○志賀委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 184人でございます。全体地区での想定者が1,386人、マリゲートで収容が1,202人です。残りの184人をこの拠点施設で、ということで考えてございます。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 この人数の計算のベースとなったのは、何をベースにしてこの人数にしているんですか。

○志賀委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 市の避難計画等で算出している部分がございます、まず港町地区の1,386人の考え方をご説明させていただきます。

まず、西埠頭7号線、この産業道路で渋滞しているところの車の搭乗者の数が268名でございます。マリゲート塩釜周辺を回遊している方が140名、マリゲート塩釜を利用する観光客の方が942名、港町一丁目地区の昼間の居住人口が36名ということで、1,386名でございます。そのうち、マリゲートが1,202名という形で計算してございます。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 東日本大震災でも津波で避難した状況があるわけですが、それらとは別に、通行車両とか、いろいろ数えて今回はじいたのかなと思いますが、私はやっぱり、当議員団はずっと言っているんですけれども、最近も新聞でも載りましたけれども、防災センター、東北の10月2日のときに、これは八戸の多賀地区で避難タワー完成ということで、この避難タワーだと約2億円ぐらいできているんです。この6階建てぐらいのこういう。やっぱり津

波地域としては、私は宿泊もさることながら、こんなにお金をかけてやらなくても、この周辺には避難できる施設はたくさんあるのではないかとこのことを言ってきましたので、そういう点では、市民に聞いても、これはやっぱりちょっと無駄ではないかと。やっぱり宿泊というのものもあるけれども、津波被害を受けた方々は家に帰れなくて、北浜でも藤倉でも港町でも、一日も早く家に帰りたいんだけど帰れなくて、かまぼこ屋さんのところに何日も泊まったり、学校に泊まったりしていたと。

だから、浦戸の人たちもそのとおりになんだと思うんだけど、やっぱり全市民的に考えたときに、ここだけ184人の方々がここでずっと寝泊りできるという対策だけでは、私はちょっと違うのではないかと考えているんですが、その辺について、改めて市長の考え方なども含めて聞かせていただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 何をお答えすればいいのか、ちょっとよく今わからないんですが、やっぱり我々は市民の方々をより安全に守らせていただくということが、今回の東日本大震災を経験した一番大きな反省材料ではなかったのかと。例えば、車に乗って避難しようとしたと、ただ残念ながら渋滞のために結果として命を落とされたという方々も数多くおられたわけでありませう。

もし、そういった方々が、今回、整備させていただいております津波避難デッキの上に逃げさせていただき、大型量販店でありますとか、あるいはマリゲート、そして今から整備させていただくような防災センター等に避難をいただくということが、我々塩竈市に課された使命ではないのかなということで、今回このようなご提案をさせていただいているということでございます。一人でも多くの方々を、人命を亡くさないように、今後もしっかり頑張ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 防災センターではないでしょう。防災センターって、塩竈市のこれでは津波拠点施設というのは、1つは海岸通あたりに1つ考えたと。これは仮定で書いているんですけども、あとマリゲートのところを書いています、こういうふうに。

やっぱり、全体の総合的に検討されて、ここだと、これらは本当に防災センターだというのであるのかどうか、私たちはちゃんと説明聞いていませんけれども、やっぱり本当に防災センターであれば、むしろ海岸通の地域にきちんとつくるとか、そういったことのほうがむしろ海に向かって避難するなんていうことは非常に心理的にも大変なことだろうと思いますし、

もちろん多賀城のほうでは車で逃げて塩竈のほうに向かった車が流されて亡くなった人を私も知っています。あれは、本当は利府のほうとかに逃げればよかったんだけど、どうしても家に帰ってくるということで流された。あと港町地域では、一時戻られて亡くなったという方がいますけれども、やっぱり皆、塩竈市の被災状況を教訓として全体のことを視野に入れて計画を立てるといことは、私はあつてしかるべきだと思うんです。

だけれども、わざわざここに5億円もかけてこれをつくるべきなのか、本当に検証したのかどうか。むしろ、私は、復興予算を使えば何とかなるということの、そのほうが先だって今回の整備計画になったのではないかと思うわけです。

なぜかという、避難デッキだって、ショッピングセンターから、途中から切れてあそこに下りるんですよ。ずっとつながっていないんです。逃げるための、例えば尾島町の山に逃げるとか、そういう道路ではないんですよ。だから、逆に、こっちから観光客がマリゲートに観光のために通るとい考えでいけば、ああ、デッキもありかなと思ったりもしますけれども、動線がないですから。だけれども、避難のデッキだとか避難ビルだとかと言われますと、本当によくご検討されたのか、と私は思うんです。その辺について、どういう検討をされてきたのか、お伺いしたいと思います。避難タワーではないですよ、これ。避難施設ですよ。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 避難人数につきましては、先ほど担当から申し上げました。そして、その質問の中で算出根拠はというご質問がございました。ちょっと答弁漏れでございますので、お答え差し上げたい。

これは、少なくとも都市計画施設として、都市計画の決定時に考え方をきちんと整理して、少なくとも1,386名の方々がこの周辺にいらっしゃいますと。その内訳は先ほど申し上げました。観光客、あと地域の方々。

この防災拠点施設は、一次避難場所なんです。避難所ではないんです。ですから、一旦、事が起こったとき、その1,386名の方々の人命と安全を確保させるというための施設でございますので、ここでお金が高いとか安いではなくて、まずはこの1,386名の方々の方々が安心して避難できるような場所を整備するというようなことでございます。以上であります。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 いや、マリゲートだのショッピングセンターだのパチンコ屋さんだのいろいろあ

るという中で、いろいろ道路を走っている車だとか、何かいろいろ人数をしたんでしょけれども、私は最初にこのところを説明されたのは、浦戸の方々の宿泊できる施設だと聞いたんです。そうじゃないんですね。これは、足りない部分の、あくまで一時的な避難の施設だということなんですか。

○志賀委員長 荒井復興局長。

○荒井震災復興推進局長 まず、先ほどのご説明のとおりご理解いただきたいと思います。先ほど、ご説明したところの場所、ここは地域の住民の方、それから道にふなれな観光客の方、そして塩竈のショッピングセンターを訪れる方々、あるいは道路を通行している車両ということで、この辺はちゃんと交通センサスでありますとか、あるいは国勢調査の昼間のいわゆる居住率、こういったものを計算してきちっと理論を組み立てた上で、こういう方々の人数をまずはじき出したということになります。

しからは、こういう方々がいざ、いわゆる本当に震災が起きたときには、通常時、平常時な気持ちにはまずいられません。どちらに向かって逃げるかというのは戸惑うケースもございます。まず、身近にそういった避難できる施設、こういったものをきちんと整備して、一次的にまず身の安全を図ることが大事な目的であるということで、今回の計画に至ったものでございます。

そのほかに付随する中身として、これは今回のような東日本大震災の災害だけではなくて、例えば台風時もあります。それから、いわゆる波浪とか波が荒れるケースもございます。強風もございます。暴風もございます。そういったケースの中で、島に帰島できなくなる方も想定されるということでもあります。そういった付随する、あるいは付加価値という形になってしまいますが、そういった方々も救済できる施設として利用できるということも兼ね備えた施設であることをまずご理解いただきたいと思います。

そのほかに、今、避難タワーの話もございましたが、避難タワーですと、先ほど6階建てという話もありました。もともと、こちらの地域全体としては景観を守り育てる条例の対象地区と含まれてくるところもございます。そういった眺望、本市が持つ独特の眺望の保全でありますとか保護、そういったところを考えたときにも、今回のいわゆる防災拠点施設のそういった施設形態が非常にこちらでは有効じゃないかという考えのもとに、今回計画したものとご理解いただければと思います。以上です。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 宿泊できるということですがけれども、先ほど言いましたように、被災者はもう藤倉、北浜のエリア、新浜町、港町、尾島も含めて、宿泊できない方々もいたわけですね。だから、そういう点では、やっぱりここだけが宿泊できる場所ではないでしょうと。今までも、公民館や学校やいろいろ宿泊することでのいできたわけですから。だから、やっぱりある施設をそういうときにどこでも避難できるという準備をきちんとしておくほうが、私は大事なんだろうと思っています。

今後、これができて、ずっと津波とか暴風のときだけに使うのかどうか分かりませんが、どういう使い方を日常はするのかどうか、あと管理面でもどうするのか、お伺いしておきたいと思います。

○志賀委員長 荒井復興局長。

○荒井震災復興推進局長 先ほどからお話ししておいて、ここは一次避難場所ということです。避難所というのは長期的に避難できる場所、つまりそれは1週間単位ではなくて、例えば1カ月とか長期に及ぶケースもございます。実際、今回の避難所の最終的に閉鎖した時期というのは4カ月も後でした。

そういうことを考えますと、ここはあくまでも避難場所でございますので、今想定されるこの期間というのは3日間だけです。兼ね備える機能としては防災備蓄も含めてございますし、飲料水も確保すると。それから、非常用の発電設備、こちら約950リットルのタンクを兼ね備えまして、72時間使えるような形にしているという形態で、ほぼ3日です。ですから、その後、いわゆる震災が落ち着いて、ようやく津波からの被災も免れるような時間を経過した後、避難所にお移りいただくという考えのもとにまづなっております。そこをまずご理解いただければと思います。

それから、管理面ということになりますけれども、やはり大事なものは、こういった施設ができ上がるということは、避難タワーと違いまして、さまざまな有効利用が考えられます。今回、34ページの図面にありますように、避難スペースとして4カ所を掲載してございます。こういった場所を使いまして、マリゲートと一体的な活用方法も当然とれるものだと思います。

これまで、復興庁との話の中では、ただつくるということではなく、平常時にはこういったものに活用できるかということ、つまり補助金、国の財源を使いますので、平常時でも有効活用できるような、そういった施設、特にマリゲートとも関連したような施設の有効利

用と。例えばですが、会議室、研修室あるいは見本市ができるような、そういったものとか、ギャラリーありますとか、そういったものに使えるような形でも考えていきたいと思っています。

それから、管理につきましては、今後のちょっと選定の課題ということにもなると思いますが、一体的なマリゲートの管理というところも考慮していきたいと考えてございます。

それから、いわゆる宿泊施設といっても、先ほど言ったように、3日間程度ということですから、本当に簡易ベッドとか、そういったものの整備ということで、長期滞在型ではございません。

以上のような状況でございます。以上です。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 やっぱりマリゲートの3階にも会議室の広いのがありますし、いろいろ、そういうあるものを活用してやっていくことでいいのではないかと思います。3日間ということもありますし、そういった点で、やっぱりこれは復興交付金が先にありきで手を挙げた、もちろん都市計画審議会でも議論したことは聞いております。共産党で出ている伊勢さんはこの計画には反対してきたという経過も聞いておりますが、いずれにせよ、今回、予算はついて着々と進むんでしょうけれども、我が党としては、これはやっぱり復興交付金が先にありきの計画で、後からいろいろなことがついて回るような状況だということを行わなければならないかなと思っています。

以上で終わります。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 私は、資料No.19、議案第67号、ページは37ページ、5款1項1目15節施設設備工事についての契約変更、まずこれの増額の根拠をお知らせください。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 こちらのにつきましては、今現在、藤倉の雨水ポンプ場ということで、土木建築工事ということで契約しております。こちらの変更ですけれども、今回、予算をお認めいただいた後に変更契約を結ぶということになります。

こちらの根拠でございますけれども、ちょっと手元に詳しい資料を持ってはいなかったんですけれども、震災後、物価等が上昇しております、こちらが上昇したときには契約変更で

きるという部分が新しくインフレスライドという分にはなるんですけども、そういったもので対応になるということをございます。また、こちらにつきましては、残工事が2カ月以上あるものについて、何度でもこういった上昇がある場合にはできるというものでございます。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 ですから、説明のときに、現在あります工事請負契約書第25条に基づいての変更を考えていると。その場合、第25条の第何項ですか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 山本委員おっしゃるとおり、工事請負契約約款第25条第6号の規定に基づいて行うものでございます。以上であります。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 了解しました。

それは前段を説明していただかないと、我々は素人でありますのでなかなかわかりづらい部分なんです。この際、東北整備局でも一定のマニュアルを作成しておりますが、この条項にありますように、いわゆる受発注者ともインフレスライドの場合は、残工事1%については受発注者がそれぞれ負担するとなっておりますけれども、今回はどのような考え方ですか。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 そのように1%については、業者が負担するということになっております。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 であるならば、平成25年9月6日に議会に出したもとの契約、金額4億3,785万円について、残工事が幾らで、今回のインフレスライドが何%だったということを示す資料があつてしかるべきだと私は考えます。それがないわけですから。ですから最初の契約と、それから今の契約金額、そして6.2%、建築では8.9%上がりましたよ、平均では6.6%ですよでは、極めて不親切な資料ではないかなと私は考えますけれども、どうですか。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 こちらにつきましては、資料のとおり、土木工事、建築工事と2つの大きく分けをしまして、そちらで差額というものを出示しております。当然、9月から物価上昇のときまで進んだ工事、並びにその物価上昇の期日から後の残工事ということで、分け

て整理はしていくという形になろうかなと思います。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 ですから、我々にはその辺のところがあるような資料をつくっていただきたかったということでもあります。これは当然、当該請負契約書、それから東北整備局の出しているマニュアルにもそのとおり書いてあります。例えば、受注者側から、いや、この金額ではとてもできませんと、先ほど説明ありましたように、特殊型枠工の人件費がかなり上がっていますと、従来はこれ、これでしたけれども今はこれ、これですというな、協議に当たったの資料というのはなかったんですか、データは。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 請負者と市とは、まず協議いたしまして、こちらの条項にのっとりまして対応するというをまず決めております。さらに、人件費等には我々の一般的な公表されています単価を使っておりますので、鉄筋工ですと、当時は2万2,400円、こちらが2万5,900円と、また型枠では2万4,000円が2万8,000円という形で4,000円上昇しております。こういった形で、単価は公表されている単価を使っておりますので、そちらはお互いに確認できるかなと考えております。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 恐らく、積算単価をもとにやったので、私も進度の質問はしますけれども、だから説明の中でそういうところもやっぱり詳しく説明していただかないと不安だと、受注者側から賃金上げなきゃいけないから契約変更してくれという安易な契約変更の申し出であったのではないかなと誤解を招かない意味においても、そのような資料というものは出す必要があるのではないかなと考えております。

次に、議案第71号、同じく資料No.19の水道事業ですけれども、プロポーザル方式を採用した理由は何でしょうか。

○志賀委員長 村上業務課長。

○村上水道部業務課長 我々がプロポーザル方式を採用した理由ということでございますけれども、応募した業者の中で我々が望むべき仕様を加味した上でのご提案の部分を評価させていただきたいということで、プロポーザル方式をとらせていただきました。以上でございます。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 今回のシステムの特徴的な内容はこういった内容になったのかと、説明を入れますと下水道料金も一括調定収納するようなシステムだということですが、その辺の特徴的な部分を教えてください。

○志賀委員長 村上業務課長。

○村上水道部業務課長 今回、料金の調定収納システムということで、特徴といいますと、我々は当然、今委員がおっしゃったように下水道もやっておりますので、そういったところでのスピードアップが図れるようなシステムを構築したいと考えております。

具体的に言いますと、債権管理機能とか滞納整理、それから消し込み機能、検針票の出力処理、そういったものを強化し、処理のスピードを上げていく形を目指したいと思っております。以上でございます。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 最後に、同じく水道の問題ですが、これまでのような単純な委託と違ってプロポーザルということで、ある程度提案、その際の審査組織、また審査に当たって十分発注者側として注意しておくべき事項というのは何でしょうか。教えてください。

○志賀委員長 村上業務課長。

○村上水道部業務課長 我々、今回、システム選定に当たりましては、庁内的な選定委員を組織しまして選定していきたいと考えております。受理に当たっての特徴的なというお話でございましたけれども、我々、今回、提案を受けまして、先ほども言いましたけれども、我々の示した資料に基づきまして、より我々の望むものを超えたような提案をきちっと評価できるような評価システムを構築していきたいと思っております。以上でございます。

○志賀委員長 ご発言ないですか。今野委員。

○今野委員 私は、これは資料No.19の31ページ、藤倉地区区画整理区域南側道路整備事業に関連して、ちょっとお伺いしておきます。

この事業については、区画整理に伴う整備と理解しておりますけれども、大分前々からこの二丁目と三丁目の境のバス通りの道路の不陸によって、あちこちで高齢者の方々がけがをしていると、あるいは転倒しているという声が聞かれておりましたので、少しでも早くこのバス通りについて整備をしたほうがいいんじゃないかと考えておりましたけれども、今回はこの区画整理事業からは外れているんですか。その辺、ちょっと聞かせてください。

○志賀委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 こちらの図面にお示ししているとおりでございますが、今回、道路整備に関しての考え方ですが、区画整理事業がメインの基幹事業で行いますが、今回、提案しております南側、北側等も効果促進事業で行うと。基本的には基幹事業に対して、一事業に対して3億円までというのが当初、効果促進事業で認められる金額……。 (「幹線道路の話をしてもらいたい」の声あり)

○志賀委員長 荒井復興推進局長。

○荒井震災復興推進局長 今お話いただいたところ、先ほどは藤倉庚塚線ですか、こちらの道路の話だと思います。区画整理事業の関連道路として、こっちがちょうど含まれないというのが、実はこれまで採択の関係で復興庁ともこれまでずっとお話をしてまいりました。今回、南側と北側は認めていただいたというのは、ちょうど区画整理事業の区域を挟んで、排水対策として非常にここは改良すべきだという我々の考え方を復興庁でもお認めいただいたという経緯のものだったんですが、ちょっと1本区画から外れてしまったこの道路につきましては、また避難道路ということでもありませんし、そういうことから考えたときにはちょっと復興交付金事業として、いわゆる効果促進事業としては対象範囲には含まれないというご判断もございました。

それで、先ほども土木課長からもご説明がありましたように、復興交付金の効果促進事業ではなくて、社会資本整備総合交付金事業という整備手法、そちらの交付金、別な補助金を使いましてこちらの整備計画をしていきたいというお話を申し上げたという経過でございます。以上です。

○志賀委員長 今野委員。

○今野委員 そうすると、この区画整理事業には含まれないけれども、別な事業で考えるということですが、それは具体的にはいつごろを予定しているんですか。

○志賀委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 先ほど、曾我委員のときにもちょっとお答えいたしました。今年度、一応社会資本総合整備事業の中での事業、全線ではありませんが、かなり長い延長でございますので、区間を区切りながらやっていきたいと考えておまして、今年度、予定しておりますが、ちょうど31ページのその亀の甲羅状の区画整理で、今回、効果促進事業である右側の路線の部分の隣接する部分に当面取りかかっていくという予定にしております。

○志賀委員長 今野委員。

○今野委員 わかりました。

ここは大きな側溝が入っておりまして、側溝と道路との段差が非常に目立ちますし、それから道路を縦に見ても不陸があったり舗装の切れ目、継ぎはぎ、そういったようなところの段差が目立っております。それに足を引っかけたりしながら、ご高齢の方が結構多いんです、この地域。ですから、そういうことで、誰れさんが転んだんだよ、とか、あそこでつまづいたんだよ、とかいうご高齢の方々のお茶の間でのお話が十分にぎわっておりますので、ぜひ一刻も早い対策を講じていただきたいということをお願いしておきます。以上です。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

大変申しわけございません。もう一度、ちょっと塩竈ブランドPR事業について何点かお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

資料番号19の27ページでございます。

こちら、選考の基準というのはどのようなものになってくるのか、教えていただけますか。

○志賀委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 前段、申しあげました計画の策定というかポリシーの策定という中で、選考の基準をまず整理していきたいと思っております。ちょっと具体的には、先ほど、要するにブランド化の統一に、イメージというものがどういったものなのかということがありましたけれども、例えば、鹽竈神社内に自生する天然記念物、例えば鹽竈桜というものがありますけれども、例えば桜をイメージして花の形とか、あるいは先ほど来、申しあげた塩であるとか、そういったものを対象に商品をセレクトするようなものをピックアップして、それを策定という形で整理していきたいと思っております。その上で、一店逸品にセレクトされた商品を、その理由を整理できるように、選定基準をあらかじめ整理したいと思っております。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

まず、食べ物であれば、おいしいものが当たり前のことになってくると思うんですけれども、例えばそういうものを決めるのは誰が決めるんですか。それを教えていただけますか。

○志賀委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 基本は、募集方式については手挙げ方式で、要するに手

を挙げていただいて、それをセレクトする方法については、基準そのものは別にコンサルタントの素案をつくりながら、関係者の方を組織するような委員会とか、そういったことも場合によっては組織化していかなければならないかなと思っております。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 組織化して、ということで委員会の立ち上げということですがけれども、せっかくであれば、市民の皆様を巻き込んだような形をして一体化となったものをつくることで、例えば、こちらから選定後は5人、10人ではなくて、ただしっかりとブランドの新たなものを立ち上げているんだということをPRできるように、多くの人にたしなんでもらえるようなところからスタートしていただきたいなと思います。

また、アンテナショップのこともあったんですけども、こちらは最初、5社で間違いなんですか。塩竈から5社ということで間違いはないですか。

○志賀委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 まず、ブランディングの事業の中では、できれば10社ほどの参画をいただいて、ブランドの事業を進めたいと。そのうち5社ぐらいは、まず要するに名古屋のアンテナショップには参加していただきたい。そのほかに、既存の水産業の商品あるいは水産業の、前段申し上げた、要するにがんばる塩竈の取り組みがありますけれども、そちら側で整理された商品、そういったものが20社ぐらい集まれば、全体で25社ぐらいのものを持ちたいということになります。ですから、前段のブランディングされた商品については5社ぐらいを入れて、全体では25社ということで考えております。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 何度もご説明ありがとうございます。

今、もちろん既存のあるものとなってくると、またストーリー性がばらばらになってくると思いますので、そちらをしっかりと作り上げていただきたいなと思います。

あと、こちら仲卸の商品等々も進出できるのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 ありがとうございます。

じゃあ、ちょっと今、担当課長の説明の部分で、まず最初に補足させていただきたいんですけども、今、がんばる塩竈、がんばる塩竈と言っていたのは、実は昨年度末の補正予算で

水産加工ががんばる塩竈支援事業ということで、新商品の開発等をされておりまして水産加工業者の方々に最大100万円の補助を差し上げるという事業をやっておりまして、それで今のところ8社ほど手を挙げていただいているところがございますが、そういう方法を今一方で、水産振興課で事業として進めております。そちらで手挙げしていただいた新商品も、せっかく開発したものですので、この事業にあわせてアンテナマルシェを名古屋で開催する折に、一緒に行っていただきたいと考えているものでございます。

また、今、仲卸はというお話がございました。その塩竈のアンテナマルシェは、やはり塩竈のブランドというものを、塩竈が持っている歴史とか文化とか、そういったものの観光PRみたいなものも重ねてあわせていきたいと思っております。これから詳細については組み立てていく部分はございますけれども、その辺をアピールする上で、やはり塩竈の物産、物品を持っていくという中で、仲卸の方にご協力いただくことも、これからの中ではあり得るのかなとは思っております。以上です。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。じゃあ、新たな開発プラス水産加工ががんばる塩竈、昨年やったブランドの100万円補助したものを新たに入れてということでの2つプラス、今後また再検討していくものを含めてということの認識でよろしいですか。ありがとうございます。

このブランドをしっかりと作り上げていく上で、リーフレットやいろいろな既存の商品というご説明がありましたけれども、私、自分の選挙でも訴えさせてもらったんですけれども、例えば、つや姫なんかがどのような成分があっただよ、ということを皆さん、山形県の方と名刺交換すると全部裏につや姫の成分などが書いてあって、ぜひぜひ食べてくれということでPRを一生懸命されていたのを見ておりました。

ぜひ塩竈でも、例えば商工会議所や商工会議所青年部等、あと塩釜青年会議所なんかにもお願いを図りまして、こういうブランド化したものを市民の団体さんも含めてPRできよう、既存のベースの名刺作成の裏ページなんかにも使えるようなデータを作成していただければ、そういう形で印刷を含めて、もちろん市議会議員、市役所の皆様だけでなく、塩竈で商売されている方全員で、この塩竈の歴史を含めたストーリー性を持ったブランドをしっかりと推進できるような形で、誰にでもPRできるような名刺の作成をしていただければ、チーム一体となって塩竈のブランドをみんなで立ち上げて、みんなでPRするということが必要だと思います。

ただ公の人間だけが説明しているだけではなくて、市民一体となって塩竈のブランドをPRしていくことで、より一層一体感が生まれて、皆さん、塩竈に足を運んでいただけるかなと思います。リーフレットよりはポケットに入れて誰にでもすぐできるような簡潔なものがいいと思いますので、ぜひ名刺をご検討いただきたいと思います。私は思うんですけども、ぜひよろしく願いいたします。

○志賀委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 委員おっしゃるとおり、セレクトされた商品については、理由みたいなものとか、そういったものをきちっと書いて紹介するようなものというの、やっぱり準備したいと思っております。

基本的には、塩竈の一店逸品として共通したブランドイメージを視覚的にアピールできるようなものをつくり上げるというのが今回の作業の一番の狙いということになります。先ほど、ショッピングバッグとか、あるいはリーフレットとかというお話をしましたけれども、ラベルとかシールとか、あるいはリボンとか、そういったものについても、単なる包装素材ではなくて、それ自体がブランドとして評価いただけるようなものをつくっていきたいと思いますので、その中で名刺等の部分についても検討を相談していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。ぜひ、ご検討をよろしく願いいたします。せっかくですので、市民一体となった施策を行いまして、身近な塩竈市をぜひともご検討いただきたいと思いますので、よろしく願いします。以上です。

○志賀委員長 ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後0時04分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。採決は分割で行います。

まず、議案第64号、67号、68号、71号について採決いたします。

議案第64号、67号、68号、71号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志賀委員長 全員であります。よって、議案第64号、67号、68号、71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号について採決いたします。

議案第65号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志賀委員長 挙手多数であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時06分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

産業建設常任委員会 委員長 志賀勝利